

「ゆ～ぷる木崎湖」エコアップ推進協議会

< 設立趣旨 >

1. 目的

木崎湖畔の旅館・民宿など地元関係者の出資により設立された木崎湖温泉株式会社が運営する「ゆ～ぷる木崎湖」は、開業から 17 年目を迎え、ボイラー設備などのリニューアルが課題となっている。その際、地域の潜在的な自然エネルギー資源を活用して、魅力ある観光地づくりを推進するための事業を推進する。

2. 経過

木崎湖温泉株式会社では、今年 2 月に役員及び全従業員が参加する「経営見直しワークショップ」を行い、その成果により、長野県の支援制度を活用して省エネ診断とそれに基づく省エネ化工事（一部照明及びボイラー用インバーターの更新）を行った。また、省エネ診断を通じて、一層のエコアップ化の必要性を認識するところとなり、今年 11 月の株主総会において、下記事業内容の具体化について承認を得て、地域関係者や専門業者などとの連携により展開していくこととなった。

3. 当面の事業内容

ゆ～ぷる木崎湖は、温水プールと入浴施設の上がり湯については地下水をボイラーで温めて使用しているため、年間約 1,100 万円を重油代にあてており、近年の原油高は経営を圧迫している。

そこで、同施設に沿って流れている農業用水路（落ち水）を使ったミニ水力発電による熱供給と、温排水や太陽熱などを組み合わせて、一時貯槽タンク内の地下水を温めて、重油使用料を減らす仕組みを検討し（平成 23 年度）、必要な申請（河川区域での占用許可及び工事許可等）を行い、平成 24 年度内に整備する。

また、ボイラーの省エネ型へのリニューアルを含めた設備投資を、地域の人びとに購入してもらおう「ゆ～ぷる木崎湖エコ化応援パス」（3 年優待券、5 年優待券）により財源を調達する方法について、専門家の助言を得ながら、具体化する。

4. 構成員

	団体名	担当者名
会員 (了承済)	木崎湖温泉開発株式会社	遠藤鷹一（代表取締役）
	木崎湖温泉観光協会	松澤 啓（会長）
	北アルプスバイオマスを考える会	工藤哲秀（事務局長）
	野口建設株式会社	工藤哲秀（代表取締役）
	ネクストエナジー&リソース株式会社	伊藤 敦（代表）
	NPO 地域づくり工房	傘木宏夫（代表理事）
オブザーバー (依頼予定)	長野県北安曇地方事務所	農地整備課
	大町市	観光課

5. スケジュール

H23年11月～12月	企画調整、準備会の発足
H24年1月～3月	協議会の設立、事業計画の具体化、各種申請
H24年4月～10月	「エコ化応援パス」実施可能性調査
H24年11月～12月	エコアップ整備の実施・稼働
H24年11月～H25年8月	「エコ化応援パス」普及キャンペーンの実施
H25年1月～3月	省エネ効果の検証

6. 資金

平成23年度内の調査研究の経費については、自然エネルギー信州ネットからの支援金及び木崎湖温泉株式会社の自己資金により支弁する。

自然エネルギー関連設備の整備については、県「元気づくり支援金」に申請するとともに、協議会参加企業などのサービスサイジング方式により資金調達する。

ボイラーの省エネ化については、「エコ化応援パス」の具体化により地域関係者や利用者からの幅広く資金を調達することをめざす。

7. 平成23年度予算（単位：円）

区分	費目	金額	備考
収入	支援金	300,000	自然エネルギー信州ネット
	自己資金	120,000	木崎湖温泉株式会社
	計	420,000	
支出	専門家謝金	80,000	@20,000×4人日
	申請用図面作成費	200,000	野口建設に依頼
	消耗品費	20,000	資料印刷費等
	(小計)	(300,000)	支援金充当分
	会議費	10,000	茶菓子代、資料印刷代
	賃金	90,000	担当者賃金 @750×6h×20日
	管理費（雑費）	20,000	通信連絡費等
	(小計)	(120,000)	自己資金充当分
計	420,000		

8. 連絡先

※代表者：遠藤鷹一（木崎湖温泉株式会社代表取締役）

住所：長野県大町市平 10639-1（〒398-0001）

TEL：0261-23-7100 FAX：0261-23-3620

※事務担当者：傘木宏夫（NPO 地域づくり工房代表理事）

住所：長野県大町市仁科町 3302（〒398-0002）

TEL：0261-23-7100 FAX：0261-23-3620

E-Mail：npo@omachi.org

以上

ゆ～ぷる木崎湖エコアップ協議会

会 則

(平成 23 年 12 月 22 日、準備会にて暫定了承)

第 1 章 (名称)

本会の名称を、ゆ～ぷる木崎湖エコアップ協議会とする。

第 2 条 (事務所)

本会の事務所を木崎湖温泉株式会社内に置く。

第 3 条 (目的)

「ゆ～ぷる木崎湖」を拠点として、地域の潜在的自然エネルギー資源を活用した魅力ある観光地づくり事業を推進する。

第 4 条 (活動の性格)

上記の目的を実現するために活動する非営利団体であり、その成果は広く一般市民の利益に供されるものである。あらゆる団体との上下関係を設けない。

第 5 条 (事業の種類)

本会が行う事業は、上記の目的に沿って行われる①設備等の整備支援、②研究・実証実験、③学習会や講演会等の開催、④住民に対する啓発活動、⑤その他必要な活動、とする。

第 6 条 (会員)

本会の目的に賛同する個人及び団体は会員となることができる。会員は、運営委員会に出席し、意見を述べ、議決に参加することができる。また、会員は、意思表示を行った上で任意に退会することができる。

第 7 条 (役員)

本会に、次の役員を置く。役員は運営委員会での互選にて選出し、任期は1年間とする。役員の解任や補充は運営委員会の決議による。

会長は本会を代表する。事故あるときは事務局長が代行する。事務局長は、会長を補佐し、運営委員会の決定に基づき日常業務を遂行する。監事は、役員の業務執行状況と会計について監査し、その結果、法令や本規約に違反する事実を発見した場合は、運営委員会を招集し、これを報告する。

①会 長：1名

②事務局長：1名

③監 事：1名

第 8 条 (運営委員会)

本会の最高議決機関である運営委員会は会長または監事が召集する。運営委員会は、役員の過半数の出席で成立し、会員は任意に出席することができる。その議題は、①規約の変更、②解散、③合併、④事業計画及び収支予算、⑤事業報告及び収支決算、⑥役員の選任及び解任、⑦会費の額、⑧その他、本会の運営に関する重要事項とし、議決は出席者の過半数とする。可否同数の場合は会長の決するところとする。

第9条（決算及び予算）

本会の財務は、当面、事業単位で採算を確保することとして、事業を行う際には、あらかじめ運営委員会に収支予算案を提出し、事業終了後の直近の運営委員会に決算を報告し、それぞれ承認を受けることとする。

第10条（文書の保管）

事務局は、本会の収支決算に関する文書やその他取り決めに関する書類を保管し、会員の求めによりこれを開示しなければならない。

第11条（解散と残余財産の処分）

本会が解散する場合、残存する財産は、解散を議決する運営委員会で定めるものに譲渡する。

附則 本規約は設立を議決した運営委員会の開催日より施行する。

以上

設立準備会(2011年12月22日)における確認事項

一、第7条に基づき構成する当面の役員体制は以下の通り。

会 長：遠藤鷹一（木崎湖温泉開発株式会社・代表取締役）

事務局長：傘木宏夫（NPO地域づくり工房・代表理事）

監 事：松澤 啓（木崎湖温泉観光協会・会長）

一、附則の規定があるものの、設立を議決する運営委員会までの間、この規約を当面の運営規則として準用する。

以上